事務連絡

令和６年３月28日

区内地域密着型サービス事業所　各位

品川区高齢者福祉課長　菅野　礼子

**令和６年４月変更分の変更届・加算に係る体制届等の提出について**

　日頃より品川区の高齢者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

　このたび、厚生労働省より令和６年４月１日以降の介護報酬の改定が告示されました。域密着型サービスについても、加算の新設・変更等が予定されています。

　つきましては、変更届等の提出について下記のとおりの取扱いとしますので、ご確認・ご対応をお願いいたします。

記

**１　令和６年４月付変更届（加算関係）の提出期限について**

　（１）提出期限：令和６年４月15日（月）

　（２）提出方法：窓口へ持参もしくは郵送、または電子メール

　　※　４月16日（火）以降に提出された届出については、令和６年５月以降の適用として取り扱います。

　　※　人員等に係る変更については、通常、変更があった日から10日以内の提出を求めていますが、加算に係る変更と併せて届出を行う場合に限り、４月15日までの提出を認めることとします。

**２　料金表や運営規程の変更に係る変更届の取り扱いについて**

　　報酬改定や経過措置期間の終了に伴う変更事項（料金表の変更、虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に追加する等）のみの場合は、変更届の提出は不要とします。ただし、直近で変更届を提出いただくタイミング等に併せて、変更後の資料をご提出いただくようお願いいたします。

**３　高齢者虐待防止措置実施の有無に係る届出について**

　　令和３年度報酬改定にて追加された「虐待の防止のための措置」に係る規定について、令和６年３月末をもって経過措置期間が終了し、令和６年４月から虐待の防止のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する規定が新設されることとなりました。（高齢者虐待防止措置未実施減算）

|  |
| --- |
| 【減算の適用要件】  　虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合  　・　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　・ 虐待の防止のための指針を整備すること。  　・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  　・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

　　令和６年３月末までに指針の整備、担当者の配置がされていない場合は減算の対象となります。

　　都の指定事業所台帳システムの仕様上、変更届の提出がない場合は体制上減算対象（「減算型」）として登録されます。

　　減算の対象とならない場合は、加算届出時の必須書類（変更届、付表、体制届、体制状況一覧表）と「虐待の防止のための指針」をご提出ください。

**４　業務継続計画策定の有無に係る届出について【訪問系サービス以外】**

　　令和３年度報酬改定にて追加された「業務継続計画の策定等」に係る規定について、令和６年３月末までに各事業所において業務継続計画を策定することが求められているところです。

　　この度の報酬改定により、業務継続計画の策定やその実施のために必要な措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する規定が新設されることとなりました。（業務継続計画未策定減算）

|  |
| --- |
| 【減算の適用要件】  　以下の基準に適合していない場合  　・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。  　・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 |

　令和６年３月末までに上記の要件を満たしていない場合は減算の対象となります。

　（ただし、経過措置として、令和７年３月末までに業務継続計画を作成することを前提として、現時点で感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととされています。）

　こちらも都の指定事業所台帳システムの仕様上、変更届の提出がない場合は体制上減算対象（「減算型」）として登録されます。

　減算の対象とならない場合は、加算届出時の必須書類（変更届、付表、体制届、体制状況一覧表）と「業務継続計画」（または「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」と「非常災害に関する具体的計画」）をご提出ください。

**５　その他留意事項**

（１）　加算・減算の新設等に伴い、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」および別紙様式が変更となりました。また、各加算・減算の算定に係る必要書類一覧も更新しましたので、ご利用ください。

（２）　総合事業に係る加算様式等については別途近日中に区ＨＰに掲載いたします。（届出期限については地域密着型サービスと同じく４/15（月）までとなる予定です。）

（３）　加算の変更に伴うご利用者・ご家族等への説明および了承を得ることについては、書面や電話なども活用し適切に行ってください。

（４）　報酬改定（単位数の変更）に伴う自己負担金額の変更については、各事業所においてチラシ等を作成し、ご利用者・ご家族等に説明のうえ、了承を得てください。重要事項説明書については、契約更新等の際に新しい単位数記載のもので契約を取り交わしていただければ結構です。

以上

【お問い合わせ】品川区福祉部高齢者福祉課支援調整係

　　　　　　　　電話　０３－５７４２－６７２８